

■ W 登録サービス利用規約

V ポイントマーケティング株式会社
W 登録サービス参加企業：ENEOS 株式会社
2026 年 4 月 1 日改訂版

第 1 条（定義）

1. 本規約は、V ポイントマーケティング株式会社（以下、「VPMK」といいます）が V 会員向けに選定する各種サービスと、ポイントプログラム参加企業のうち第 2 条第 1 項に定める ID 紐付け登録の手続きが可能な企業（以下、「W 登録サービス参加企業」といいます）が自らの会員（以下、「独自会員」といいます）に提供する各種サービスを、VPMK の定める「V 会員規約」（<https://privacy.vpoint.co.jp/terms/member/>）に同意し、所定の手続きを完了し VPMK が発行するカード（以下、「本カード」といいます）1 枚でご利用いただくサービス（以下、「W 登録サービス」といいます）を利用するための手続き等について定めた規約です。2. 「ID 紐付け会員」とは、VPMK が割り当てるカード番号（以下、「カード番号」といいます）と、W 登録サービス参加企業が割り当てる個人識別番号（以下、「独自会員 ID」といいます）を持ち、その上で本規約に同意の上、カード番号と独自会員 ID とを紐付ける登録（以下、「ID 紐付け登録」といいます）を完了した個人をいいます。なお、1 つのカード番号に、複数の独自会員サービスを紐付けることが可能ですが、1 つの独自会員サービスにおいてカード番号に紐付けることができる独自会員 ID は 1 つとします。

第 2 条（各種手続き）

1. 「ID 紐付け登録」の手続き

- (1) W 登録サービスのお申込みは、W 登録サービス参加企業が指定する店舗にて直接申し込む方法、VPMK または VPMK が別途指定する委託先事業者に郵送にて申し込む方法、または V ポイントサイト(<https://vpoint.net/>)上で申し込む方法のいずれかによって行えます。この手続きにより、V 会員の新規登録、独自会員の新規登録、および ID 紐付け登録を同時に行うことができます。既にお持ちの本カードへの ID 紐付け登録はできません。
- (2) ID 紐付け登録を行った本カードを紛失・盗難された場合は、VPMK が定める V 会員規約の定めに従いお申し出ください。
- (3) ID 紐付け会員は、本条第 3 項第 2 号に定める「退会」の手続きをとる以外、ID 紐付け登録を自ら解除することはできません。

2. 「登録情報変更」の手続き

ID 紐付け会員の氏名、郵便番号、住所、電話番号等の登録情報に変更が生じた場合、VPMK が定める V 会員規約記載の手続きにより、V 会員の登録情報の変更ができます。この手続きによって変更された情報は、第 3 条に基づき、VPMK から会員自らが ID 紐付け登録を行った W 登録サービス参加企業に提供され、独自会員の登録情報も変更されます。

3. 「一時停止」「退会」の手続き

- (1) ID 紐付け会員が、V 会員の退会を希望する場合は、VPMK が定める V 会員規約記載の手続きが必要です。V 会員の退会手続きによって本カードが無効となったときは、当該本カードに係る独自会員の登録も失効します。
- (2) ID 紐付け会員が、独自会員によるサービス利用の一時停止および退会を希望する場合は、ID 紐付け登録を行った W 登録サービス参加企業が別途定める手続きを行うことが必要です。会員が独自会員を退会した場合であっても、お持ちのカード番号はなお有効ですので、そのまま継続して V 会員サービスおよび退会した W 登録サービス参加企業以外の W 登録サービス参加企業が提供するサービスをご利用いただけます。

第3条（個人情報の取り扱い）

1. ID 紐付け登録が行われた場合、VPMK と W 登録サービス参加企業とは、本項第 2 号記載の利用目的で、ID 紐付け会員から本項第 1 号記載の情報項目を取得します。また、VPMK または W 登録サービス参加企業のいずれか一方のみが本項第 1 号記載の情報項目を取得した場合、他方に対して、本項第 2 号記載の利用目的で情報項目を提供する場合があります。ID 紐付け会員は、いずれか一方が、本項第 1 号に定める情報項目を、本項第 2 号に定める利用目的のために他方に対して提供することにつき、予め同意します。

(1) 情報項目

- 1) ID（カード番号、独自会員 ID のいずれも含みます）
- 2) 氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号
- 3) ポイントの付与および利用に関する情報（カード番号、ポイント数、利用店舗、利用日時、ポイント付与およびポイント利用の対象商品などの情報を含みます）、ポイント以外の W 登録サービス参加企業が提供するサービスの利用に係る利用履歴
- 4) その他会員情報の管理に必要な情報、新たなサービスをご利用の際にご提供いただく一切の事項等（本規約同意後に ID 紐付け会員から第 2 条第 2 項に定める登録情報の変更手続きによって知り得た情報も含みます）

(2) 利用目的

- 1) W 登録サービス提供のため
- 2) ID 紐付け会員になろうとする者の申し込み手続きおよび VPMK と W 登録サービス参加企業間の ID 紐付け登録手続きの円滑化を図るため
- 3) ID 紐付け会員からのお問い合わせ、依頼等への対応のため
- 4) ID 紐付け会員の購入動向およびライフスタイル分析のため
- 5) ID 紐付け会員に対して、電子メールを含む各種通知手段によって、会員のライフスタイル分析をもとに、VPMK および W 登録サービス参加企業が適切と判断した提携企業の様々な商品情報やサービス情報その他の営業案内または情報提供のため

6) ID 紐付け会員に適用される V 会員規約および W 登録サービス参加企業が定める各種規約に記載しているそれぞれの利用目的のため

7) その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的のため

2. 提供方法

VPMK および W 登録サービス参加企業は、自己が取得した本条第 1 項記載の情報項目を、書類の送付又は電子的若しくは電磁的な方法によって、相手方に提供します。

3. 管理方針

VPMK および W 登録サービス参加企業は、本条第 2 項の方法で提供を受けた本条第 1 項第 1 号記載の情報項目を、本規約および各社の規約に基づき取り扱います。

第 4 条（失効）

1. 本カードの失効

紛失、盗難、破損、有効期限切れ等の理由により、ID 紐付け会員が保有する本カードが無効となった場合、その情報が VPMK から会員自らが ID 紐付け登録を行った W 登録サービス参加企業に連携され、独自会員の登録および W 登録サービスも当然に失効します。

2. 再登録

ID 紐付け会員が保有する本カードが無効となった場合、再度 W 登録サービスをご利用いただくには、第 2 条第 1 項第 1 号の手続きにより改めてお申し込みが必要となります。

第 5 条（サービスの終了）

VPMK および W 登録サービス参加企業は、それぞれの事情により、ID 紐付け会員に事前の承諾を得ることなく W 登録サービスを終了することがあります。

第 6 条（規約の改訂）

VPMK および W 登録サービス参加企業は、一定の予告期間において各社のホームページにおいて変更後の本規約の内容および効力発生日を周知することにより、いつでも本規約の内容を変更することができるものとし、当該予告期間経過後は、変更後の本規約の内容が適用されるものとします。なお、最新の規約につきましては、VPMK のホームページ内のプライバシーセンター (<https://privacy.vpoint.co.jp/>) にアクセスしていただくか、本規約末尾記載の V ポイントサポートセンターまでお問い合わせください。

第 7 条（その他の事項）

本規約に定めのない事項については、VPMK が定める V 会員規約およびポイントサービス利用規約または W 登録サービス参加企業が定める各種規約により取り扱うものとします。

■ 問い合わせ先

本カードとVポイントサービスについてのお客様お問い合わせ先
Vポイントサポートセンター
電話番号 0570-029294

- ENEOS サービスステーションについてのお客様お問い合わせ先
ENEOS お客様センター
電話番号：0120-56-8704 受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）